

# 軽自動車税

## 1. 軽自動車税とは

軽自動車税は4月1日現在所有者として課税台帳に登録されている方に下記税額で1年分課税されます。

種番	種別区分			車種	色		標準税率(円)		重課税額(円)	軽自動車税のグリーン化特例			手続き先	
					プレート	文字	H27年3月以前登録	H27年4月以降登録		軽減後の税額(円)				
										75%	50%	25%		
1種	原動機付自転車	50cc以下		原動機付1種	白色	濃紺	/	2,000	/	/	/	役場 住民課		
2種(乙)		50cc超90cc以下		原動機付2種乙	黄色	濃紺	/	2,000	/	/	/	役場 住民課		
3種(甲)		90cc超125cc以下		原動機付2種甲	ピンク	濃紺	/	2,400	/	/	/	役場 住民課		
21種		ミニカー		ミニカー	水色	濃紺	/	3,700	/	/	/	役場 住民課		
4種	小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクター、コンバイン、田植機など)		農耕用	緑色	濃紺	/	2,400	/	/	/	役場 住民課		
6種		その他 (フォークリフト、タイヤローラーなど)		小型特殊	緑色	濃紺	/	5,900	/	/	/	役場 住民課		
17種	二輪の小型自動車(250cc超)			小型自動二輪	白色	緑色	/	6,000	/	/	/	中部運輸局岐阜運輸支局		
	専ら雪上を走行するもの				白色	緑色	/	3,600	/	/	/	全国軽自動車連合会岐阜事務所 軽自動車検査協会岐阜事務所		
11種	軽自動車	二輪(125cc超250cc以下) (側車つきのものを含む)(ポートトレーラー)		軽二輪	白色	緑色	/	3,600	/	/	/	中部運輸局岐阜運輸支局		
12種		三輪		軽三輪	黄色	黒色	3,100	3,900	4,600	/	/	全国軽自動車連合会岐阜事務所 軽自動車検査協会岐阜事務所		
14種		四輪以上のもの	乗用	自家用	軽四乗用・自	黄色	黒色	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	全国軽自動車連合会岐阜事務所 軽自動車検査協会岐阜事務所
13種				営業用	軽四乗用・営	黒色	黄色	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	全国軽自動車連合会岐阜事務所 軽自動車検査協会岐阜事務所
16種			貨物	自家用	軽四貨物・自	黄色	黒色	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800	全国軽自動車連合会岐阜事務所 軽自動車検査協会岐阜事務所
15種	営業用			軽四貨物・営	黒色	黄色	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900	全国軽自動車連合会岐阜事務所 軽自動車検査協会岐阜事務所	

車検が義務化されている車は軽自動車納税証明書(車検用)が必要ですので「車検証」と一緒に保管して置いてください。納税証明書の再発行は窓口にて行っております。(無料)

原動機付自転車・軽自動車等を売却、廃車、解体、住所変更等をされた場合、下記のところで所定の手続きが必要です。実際には使用していない車輛でも、廃車の手続きがされていない場合課税の対象となりますので廃車手続きは忘れないよう必ず行ってください。

◎七宗町役場 住民課 〒509-0492七宗町上麻生2442番地3	TEL 0574-48-1144	FAX 0574-48-2239
◎全国軽自動車連合会岐阜事務所 〒501-6254羽島市福寿町千代田3丁目84番	TEL 058-394-0257	FAX 058-394-0279
◎軽自動車検査協会岐阜事務所 〒501-6257羽島市福寿町平方9丁目1番	TEL 058-394-0232	FAX 058-394-0282
◎中部運輸局岐阜運輸支局 〒501-6133岐阜市日置江2648番地1	TEL 050-5540-2053	FAX 058-270-1065
○普通自動車についての問い合わせ 中濃県税事務所 美濃市生櫛1612-2	TEL 0575-33-4011	FAX 0575-35-3021

## 2. 軽自動車税の減免

身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請について4月1日現在、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、ご自分で軽自動車を所有または18歳未満の障害者と同一生計者が軽自動車を所有している場合で、一定の要件に該当するときは、申請していただくことで軽自動車税を全額免除する制度があります。

### ☆注意事項

- ・減免対象となる等級や申請の手続きなどについては、役場住民課までお問合せください。
- ・障害者の方1人に対して、普通乗用車等も含めて1台に限ります。
- ・減免申請は、毎年必要です。
- ・減免を受けようとする方は、納期限までに申請書を提出してください。  
(申請期間に減免申請をされない場合は、その年度の減免を受けることが出来ません。)

## 3. 農耕用作業用自動車などの申告

乗用装備のあるトラクター・コンバイン・田植機・動力運搬機などの農耕作業用自動車や、フォークリフト・ショベルローダー・タイヤローラーなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象となります。

該当する車輛を取得した方や法人又は現在未申告の車輛を所有している方や法人は、軽自動車税の申告手続きをして、ナンバープレート(課税標準)の交付を受けてください。

- \* 公道を走行しない(田畑や工場内でしか使用しない)車輛でも、課税対象となります。
- \* ナンバープレートは、4月1日の軽自動車等の所有者に対して、課税客体を把握するために交付するものです。